

スーパー・テクノロジー・スクール（STS）事業 よくある質問（Q&A）

【応募関連】

No.	質問内容	回答
1	「産業人材」とはどのような産業に携わる人材のことですか。	全国有数のものづくり県である本県の産業基盤を支える人材を指しています。 また、携わる産業は、工業だけでなく、商業、農業など多岐にわたります。
2	応募資格者について「県内の高等学校等及び公共職業能力開発施設が所管する任意の研究部会等」とあるが、学校自体には応募資格はないのでしょうか。	貴見のとおり、学校自体に応募資格はありません。 ただし、応募に当たっては、学校長等の同意を得る必要があります。
3	普通科、特別支援学校高等部及び通信制高等学校の任意の研究部会等には応募資格がありますか。	応募資格者である県内の高等学校等には、普通科、特別支援学校高等部及び通信制高等学校など全て含みます。
4	応募した事業提案はどのようにして採択されるのですか。	企画提案方式で審査の上、事業を決定いたします。 審査は、審査委員会により行いますが、書面による審査となります。 ただし、事業の内容等について、事務局から質問をさせていただき、資料等を求めることがあります。
5	助成金の対象外とされている「職員費」とはどのようなものですか。	◆助成金の対象とならないもの ・事業実施のために臨時職員等を雇用する費用 ・職員の超過勤務手当 ◇助成金の対象となるもの ・職員が研修に参加するための受講料、旅費 ・外部講師への謝金、旅費
6	助成金の対象外とされている「設備整備費」とはどのようなものですか。	◆助成金の対象とならないもの ・学校の管理下にある建築物の改築・修繕費用 ・学校の管理下にある機器の修繕費用 ・新たな建築物や工作物の造成費用
7	事業実施期間が1年間でも応募できますか。	実施期間が3年に満たない事業でも応募することが可能です。ただし、実施期間が1年以内のものは100万円、2年以内のものは200万円が助成金額の上限となります。（STS事業実施要領4（2））

【助成金関連】

1	助成金は、年度ごとに請求する必要がありますか。	助成金は、事業が採択された時点で、複数年分をまとめて概算払いで助成請求することができます。 ただし、毎年度末には、「STS事業（中間）報告書」を提出する必要があります。 なお、事業費の精算は、事業の最終年度末となります。
2	STS事業実績（中間）報告書に添付する支払証拠書類はどのような書類ですか。	支払内容の明細、支払先、支払日、及び金額がわかる書類を添付してください。領収証に代えて以下の書類を提出いただいても結構です。 ◆銀行振込の場合 ・金融機関の窓口、またはATMで発行された振込明細 ・通帳の取引明細ページ+通帳の表表紙 ・インターネットバンキングの振込完了画面、取引明細照会画面、等
3	助成金振込先の通帳の名義人が事業者名と異なるがどうすればいいですか。	事業者から通帳の名義人に助成金受領を委任する旨の「委任状」を提出してください。
4	STS事業費250万円で採択されましたが、物価上昇により事業費が270万円かかる見込みです。助成金の増額は認められますか。	助成金の増額は認められません。
5	消費税率改定に伴う事業費の増額は認められますか。	助成金の増額は認められません。

【事業実施関連】

1	・当初の申請に対して以下のような変更事項が発生した場合には、変更申請は必要ですか。 例）・購入予定の備品の単価が上がった。 ・講師に対して、謝礼に変えて御礼品を渡した。	事業目的及び事業費総額に変更がない場合には、変更申請は必要ありません。（軽微な変更である場合） ただし、事業目的や内容が当初計画と異なる場合等については、変更申請が必要となります。なお、事業費の増額は認められません。
2	事業費で備品類は購入できますか。	事業を実施する上で必要な備品も補助対象となります。 なお、事業は、3年間を上限としますが、購入した備品は、産業人材育成のため、引き続きご活用いただけます。
3	いつから事業を実施すればいいですか。	交付決定を受けた後、速やかに事業を開始してください。
4	事業実施期間中には、何をどこまで進めればいいですか。	STS事業提案書に記載した内容をスケジュールに沿って実施いただくとともに、事業実施にかかる経費の支払いを完了してください。 事業完了後、実績報告期間内に必ず事業実績報告を行ってください。
5	申請時に予定していた1年目の事業費を一部使うことができなかったが、2年目に繰り越して使うことは可能ですか。	事業期間内であれば、差し支えありません。当初の交付申請に対して、事業期間または事業費の総額が変わらない場合には、変更申請は不要です。
6	講師にかかる旅費や謝金の基準額はありますか。	県の旅費や報償費の算定方法を参考として、社会的に妥当と認められる金額であれば差し支えありません。ただし、年度ごとの中間報告において、金額の根拠と支払の証拠書類を提出してください。